

福岡県那珂川町を那珂川市とする処分に係る総務大臣の同意の要件について

○町村を市とする処分等についての同意の基準

同意の要件 (次に掲げる事由のいずれかに該当する場合を除き、同意を行うものとする)	那珂川町の現況
町村を市とする処分等の申請又は協議の申出が地方自治法に定められた手続によりなされていないこと。	適法な手続によりなされた申請・協議であると認められる。
市となるべき町村が地方自治法第8条第1項各号に掲げる要件のいずれかを備えていないこと。	要件を全て満たすと認められる。

○地方自治法第8条第1項各号に掲げる市となるべき普通地方公共団体が具備しなければならない要件

	要件	那珂川町の現況	状況
1号	人口五万以上を有すること。	50,004人 (平成27年国調確定値)	適
2号	当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内にある戸数が、全戸数の六割以上であること。 ※ 「中心の市街地を形成している区域にある戸数」は、次により算出。 ① 家屋の建つ敷地相互間の距離が50m以内で連なる区域内にある家屋等の数 ② 家屋の建つ敷地相互間の距離が50mを超える場合でも、居住区域以外の工場、商業施設、公共施設等の建物並びに河川、水路及び公園等により、家屋の建つ敷地同士が隔てられている場合、それらを含んだ区域内にある家屋等の数	88.6% (18,437戸/20,817戸)	適
3号	商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の六割以上であること。 ※ 「商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数」は、次により算出。 平成22年国勢調査「第3次基本集計」の「世帯の経済構成(12区分)別一般世帯数、一般世帯人員、親族人員、親族就業者及び1世帯当たり親族人員」表中「非農林漁業就業者世帯」に係る「一般世帯人員」の数を合計した数値	79.5% (39,597人/49,780人)	適
4号	前各号に定めるものの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具備していること。 地方自治法第八条第一項第四号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五号) 1 公私立の学校(学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校及び義務教育学校を除く。)、図書館、博物館、公会堂又は公園等の文化施設相当数を有すること。 2 上水道、下水道、軌道又はバス事業を、当該普通地方公共団体において一以上経営していること。 3 当該普通地方公共団体の住民一人当たりの国税又は地方税の納税額が、県の区域内における他の市の住民一人当たりの国税又は地方税の納税額と同額又はそれ以上であること。 4 当該普通地方公共団体の前年度予算総額を、全人口で除した額が、県の区域内における他の市の前年度予算総額を、その市の全人口で除した額と同額又はそれ以上であること。 5 銀行及び会社の数及びその規模が、他の市に比して概ね遜色がないこと。 6 商工業その他の都市的業態又は都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、最近五箇年間増加の傾向にあること。 7 病院、診療所、劇場、映画館等の施設が、相当数設けられていること。		適